

令和4年度 学校いじめ防止基本方針

平成29年度発行

聖母の騎士高等学校

(1)概則

- ①標記の「学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」)」は、平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」に則り、本校在籍のすべての生徒が、学園訓の「人は神の似姿である」ことを踏まえ、お互いの尊厳を保ち、健全な学校生活を送ることを第一義とし、同法第2条第1項に定める「いじめの定義」に従い、いじめ防止対策の基本方針に関することを定めたものである。
- ②「いじめ防止対策委員会」の構成委員は、学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学級担任、および養護教諭とするが、発生時の混乱等を防ぐために通常の窓口を一本化し、教頭をその任務に当てる。
- ③日頃から育友会(PTA)や警察署等の関係機関との連携や情報交換を密に行いながらいじめ防止に努め、いかなるときでも速やかに対応ができるような体制を整えておく。
- ④「基本方針」を本校のホームページ上に公開し、外部(第三者)から、できるだけ多くの情報や意見を聴取して問題等の改善に役立てる。
- ⑤集められた「情報」をもとに、定例職員会議等で協議・検討し、「基本方針」の主旨や改善点を周知徹底する。その場合、必要に応じ「(5)参考資料」等を参照する。

(2)いじめの防止

- ①全校生徒に「いじめ発見アンケート(仮称)」を年3回(7月、12月、3月)実施し、「PDCA(計画、実行、評価、改善)サイクル」にならい、集計結果を「いじめ防止対策委員会」において分析ならびに検討し、必要に応じ当該生徒(被害者・加害者・その他の関係者)の事情聴取を行い、状況を正確にとらえた上で、早急に防止対策を立てる。
- ②教師による不適切(差別的)な言動がないように十分注意しながら、指導を要する生徒に対して時宜を得た臨機応変な注意・指導を行わなければならない。
- ③学校内の生徒の言動は保護者には見えにくく、また家庭内の生徒の言動は学校には見えにくいということがあるので、学校と家庭の相互情報交換を適宜に行い、いじめを未然に防ぐことに最大の注意を払う。

(3)いじめの早期発見

- ①上記アンケートのみならず、日頃から授業や放課後の生徒の言動を厳しくチェックし、微々たる変化も見逃すことのないよう留意する。同時に教職員間の情報交換がスムーズに行えるように、教職員の各々が意識向上と共通理解を心がけて行動することを常とする。

- ②生徒個々人の言動の変化に気を配り、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)に基づいて記録したものを「いじめ防止対策委員会」等で共有し、注意・指導の指針とする。
- ③学校でのいじめが発覚した場合は、必ず家庭でも何らかの兆候が表れているはずである。当該生徒(被害者・加害者)の保護者から、できる限りの協力を得て情報を収集し、事態の沈静化を図る。

(4)いじめに対する措置

- ①いじめの発覚が明らかになったとき、速やかに「いじめ防止対策委員」に通報し、当委員会を開きその対策を協議する。なお事態が急を要するときはこの限りではなく、校長の判断を仰ぎながら速やかに最善の措置を講ずる。
- ②いじめは絶対にあってはならない。日常の授業や道徳の時間およびホームルーム時に、全生徒への呼びかけ(指導・助言)を随時行うことによって、生徒みずからがいじめ根絶を目指そうとする意欲を育てる。
- ③いじめ問題は、その性格上、事態の進行が被害者からの一方的な主張に陥りがちなので、それを緩和する意味において、可能な限り専門職(スクールカウンセラー等)の協力を得て対応することが肝要である。被害者側(生徒と保護者)への教育的配慮はもちろん、加害者側への配慮も重要だからである。双方に対し学校としては、社会的に筋の通った毅然たる姿勢と公平さをもって対応しなければならない。

(5) 主要参考資料

- ①「いじめ防止対策推進法」 平成25年9月28日施行 文部科学省
- ②「長崎県いじめ防止基本方針」 平成29年7月発行 長崎県教育委員会
- ③「いじめ対策ハンドブック」 平成19年6月刊行(4訂版) 長崎県教育委員会
- ④「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 平成29年3月 文部科学省
- ⑤「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 平成30年10月 長崎県教育委員会
- ⑥「不登校重大事態に係る調査の指針」 平成28年3月 文部科学省